

## 遺留分減殺請求事件について

### 事案の概要

今回、次の2つの事件で弁論が行われます。

#### 平成29年(受)第1708号

上告人及び被上告人らは、きょうだいである。先に父が死亡し、相続が開始したが（1次相続）、母は自己の相続分を上告人に無償で譲渡し、上告人は母の相続分も合わせた相続分を基礎にして1次相続につき遺産分割審判により父の遺産を取得した。その後、母が死亡し、相続が開始した（2次相続）が、亡母には財産がなかった。そこで、2次相続に関し、被上告人らが上告人に対し、1次相続のときになされた相続分譲渡によって被上告人らの遺留分が侵害されたと主張して、遺留分減殺請求をした。

#### 平成29年(受)第1735号

上告人及び被上告人は、きょうだいである。先に父が死亡し、相続が開始したが（1次相続）、母は自己の相続分を被上告人に譲渡し、被上告人は母の相続分も合わせた相続分を基礎にして1次相続についての遺産分割調停において父の遺産を取得した。その後、母が死亡し、相続が開始した（2次相続）が、亡母はみるべき財産を有していなかった。そこで、2次相続に関し、上告人が被上告人に対し、1次相続のときになされた相続分譲渡によって上告人の遺留分が侵害されたと主張して、遺留分減殺請求をした。

### 争点（両事件共通）

遺留分の額は、被相続人が相続開始の時に有していた財産の価額に、被相続人が「贈与」した財産の価額を加え、その中から債務の全額を控除して遺留分算定の基礎となる財産額を確定し、それに遺留分割合を乗ずるなどして算定されるが、この遺留分算定の基礎となる財産に算入すべき「贈与」に相続分の譲渡を含むか、が両事件の争点である。

### 各原審の判断

平成29年(受)第1708号 原審は、相続分の譲渡は遺留分算定の基礎となる財産に算入すべき「贈与」に当たるとして、遺留分減殺請求を認容すべきものとした。

平成29年(受)第1735号 原審は、相続分の譲渡は遺留分算定の基礎となる財産に算入すべき「贈与」に当たらないとして、遺留分減殺請求を棄却すべきものとした。